

シリーズ連載
【第五回】

身近に知っ得! 相続相談

箱根駅伝 と相続!?

今年の箱根駅伝はいかがでしたか？私の母校・中央大学はあまりスポーツでは目立たず、唯一、箱根駅伝の時期になるとテレビに映り、連続参加記録を更新してい

ることがOBの誇りとなっていて。今年は予選会からの参加で、本戦に出られるかハラハラしました。この原稿を書いている時は、結果が分かりませんが、優勝したチーム選手諸君をはじめ参加した全選手、サポートとして沿道警備や大会運営に汗を流した学生及び関係者に、心からお礼と感謝を伝えたいと思います。

さて、本題ですが「遺贈（いぞう）」という言葉をお聞きになったことがありますか？相続人以外に遺言で贈与をす

るとい制度です。

ご存命のうちには、いつ何時ご自身や家族に資金が必要となるか分からないため、寄付はしづらいもの。しかし、相続となれば、一部を自分が応援する団体等に寄付することもできます。赤

十字等、税制上の優遇がある機関もありますし、私は駅伝に参加する母校に「活動資金」として遺贈したいと考えています。自筆証書遺言でも可能ですし、全部の財産を記載しないで「〇〇大

整えてあれば有効です。

ご自身が愛するものへ「遺贈」する「想い」と共に「活動する元手」をプレゼントできる制度。「こころの駅伝」に参加してみたいかがで



【取材協力】

行政書士 中舘 達司
MBA・FP

三井住友信託銀行にて遺言・相続・法人コンサルティングを担当し、MBA取得後独立。
現在、アーネスト法務経営事務所代表を務めている

☎048-711-3046
✉info@earnest-gl.com

📍南区南浦和3-16-18-201
🌐www.earnest-gl.com